

埼玉県証紙事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県証紙条例を廃止する等の条例（令和4年埼玉県条例第44号。以下「条例」という。）及び埼玉県証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（令和5年埼玉県規則第62号）に定めるもののほか、埼玉県証紙（以下「証紙」という。）に関する事務を取り扱うために必要な事項を定めるものとする。

(還付を受けることのできる証紙)

第2条 条例附則第5項及び第6項により還付を受けることができる証紙は、所定の消印により消印された証紙又は著しく汚損され、若しくはき損した証紙以外の証紙とし、具体的には、次の各号に該当しないものとする。

(1) 所定の消印により消印された証紙

廃止前の埼玉県証紙条例施行規則（昭和44年埼玉県規則第13号）第3条に定める様式第1号の埼玉県消印（以下「埼玉県消印」という。）により押印されたもの。

(2) 著しく汚損された証紙

ア 証紙であること及び額面金額が確認できない程度に汚損しているもの。ただし、複数の証紙が切り離されていない状態の汚損証紙は、その一部で証紙であること及び額面金額が確認できるものは、この限りでない。

イ 埼玉県消印で消印されたものでないことが確認できない程度に汚損しているもの。

(3) 著しくき損された証紙

ア 一枚の証紙が2片以上に分離したもの。ただし、破片を組み合わせると原形が復元できるもの、又は残片が3分の2以上あり証紙であること及び額面金額が確認できる程度のき損は、この限りでない。

イ 2片以上に分離していない場合であっても、証紙であること及び額面金額が確認できない程度にき損したもの。

(返還された証紙の取扱い)

第3条 条例附則第5項及び第6項により返還された証紙のうち還付決定後のものについては、当該証紙の彩紋の3分の1以上を押印等により抹消し、還付決定前のものと区分する。

(証紙返還・証紙代金還付申請等の事務取扱い)

第4条 出納総務課長は、埼玉県証紙取扱要領（平成12年9月27日局長決裁）により、証紙返還・証紙代金還付申請の受付、返還された証紙の保管管理等の事務を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 条例附則第4項により証紙を使用する場合の事務は、なお従前の例による。